

特別管理産業廃棄物処分業許可証

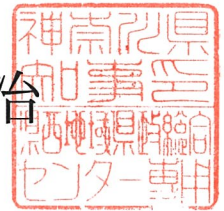
住所 神奈川県小田原市曾比1881番地

氏名 宝栄産業株式会社

（法人にあつては
名称及び代表者
の氏名） 代表取締役 佐藤 啓二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐治



許可の年月日 令和 6年 2月 5日
(初回許可年月日 平成 5年 12月 15日)
許可の有効年月日 令和 10年 12月 14日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（中和、コンクリート固型化）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 中和に係るもの

廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）

特定有害産業廃棄物

金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表1のとおり。）

イ コンクリート固型化に係るもの

特定有害産業廃棄物

金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表2のとおり。）

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

令和 6年 2月 5日 更新許可

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

無



2. 事業の用に供するすべての施設
中間処分を行う場所及び施設の規模等は次に限る。

(1) 成田事業所

ア 設置場所

神奈川県小田原市成田1049-1、1049-2 (820.51m²)

イ 中間処理施設

・中和施設1

設置年月日 平成23年 7月28日 処理能力5.9m³/日 (稼働時間8時間) 2基
(特定有害産業廃棄物(廃酸、廃アルカリ))

・中和施設2

設置年月日 平成23年 7月28日 1基
廃酸 (pH2.0以下のものに限る。) 処理能力15.3m³/日 (稼働時間8時間)
廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。) 処理能力17.5m³/日 (稼働時間8時間)

・コンクリート固型化施設

設置年月日 平成23年 7月23日
許可年月日 平成23年 6月 8日 許可番号 西セ第7101号
処理能力 10t/日 (稼働時間8時間) 2基 ※2基同時稼働は不可
(特定有害産業廃棄物(鉍さい、ばいじん、燃え殻、汚泥))

ウ 受入廃棄物の保管施設

・廃酸 (pH2.0以下のものに限る。)、廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。)

保管面積 13.30m² 最大保管量 15.40m³ ドラム缶、ポリ容器、タンク

・特定有害産業廃棄物(廃酸・廃アルカリ)

保管面積 5.88m² 最大保管量 3.16m³ ドラム缶、ポリ容器

・特定有害産業廃棄物(燃え殻)

保管面積 2.93m² 最大保管量 1.60m³ ドラム缶

・特定有害産業廃棄物(汚泥)

保管面積 12.87m² 最大保管量 13.08m³ ダンボール箱、ドラム缶

・特定有害産業廃棄物(鉍さい)

保管面積 2.67m² 最大保管量 1.20m³ ドラム缶

・特定有害産業廃棄物(ばいじん)

保管面積 8.75m² 最大保管量 8.60m³ フレコンバッグ、ドラム缶

エ 処理後物の保管施設

・政令13号廃棄物

保管面積 14.06m² 最大保管量 31.64m³ パレット上

・廃酸、廃アルカリ

保管面積 5.25m² 最大保管量 10.00m³ タンク

・特定有害産業廃棄物(廃酸・廃アルカリ)

保管面積 5.25m² 最大保管量 10.00m³ タンク

(2) 東町積替保管場

ア 設置場所

神奈川県小田原市東町5-406、5-407 (696.45m²)

イ 処理後物の保管施設

・政令13号廃棄物

保管面積 13.25m² 最大保管量 21.4m³ パレット上



ア 中和

産廃物の種類 金属等の名称	鉍 さい	ばい じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ	
水銀又はその化合物	-	-	/	/	-	○	○	
カドミウム又はその化合物	-	-	-	/	-	○	○	
鉛又はその化合物	-	-	-	/	-	○	○	
有機燐化合物	/	/	/	/	-	-	-	
六価クロム化合物	-	-	-	/	-	○	○	
砒素又はその化合物	-	-	-	/	-	○	○	
シアン化合物	/	/	/	/	-	-	○	
ポリ塩化ビフェニル	/	/	/	/	-	-	-	
トリクロロエチレン	/	/	/	/	-	-	-	
テトラクロロエチレン	/	/	/	/	-	-	-	
ジクロロメタン	/	/	/	/	-	-	-	
四塩化炭素	/	/	/	/	-	-	-	
1・2-ジクロロエタン	/	/	/	/	-	-	-	
1・1-ジクロロエチレン	/	/	/	/	-	-	-	
シス-1・2-ジクロロエチレン	/	/	/	/	-	-	-	
1・1・1-トリクロロエタン	/	/	/	/	-	-	-	
1・1・2-トリクロロエタン	/	/	/	/	-	-	-	
1・3-ジクロロプロペン	/	/	/	/	-	-	-	
チウラム	/	/	/	/	-	-	-	
シマジン	/	/	/	/	-	-	-	
チオベンカルブ	/	/	/	/	-	-	-	
ベンゼン	/	/	/	/	-	-	-	
セレン又はその化合物	-	-	-	/	-	-	-	
1・4-ジオキサン	/	-	/	/	-	-	-	
ダイオキシン類	/	-	/	/	-	-	-	

備考：「○」は、取り扱うことのできるものを、「-」は、取り扱うことのできないものを示す。

イ コンクリート固化

産廃物の種類 金属等の名称	鉍	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	
	さい							
水銀又はその化合物	○	○	△	△	○	-	-	
カドミウム又はその化合物	○	○	○	△	○	-	-	
鉛又はその化合物	○	○	○	△	○	-	-	
有機燐化合物	△	△	△	△	-	-	-	
六価クロム化合物	○	○	○	△	○	-	-	
砒素又はその化合物	○	○	○	△	○	-	-	
シアン化合物	△	△	△	△	○	-	-	
ポリ塩化ビフェニル	△	△	△	△	-	-	-	
トリクロロエチレン	△	△	△	-	-	-	-	
テトラクロロエチレン	△	△	△	-	-	-	-	
ジクロロメタン	△	△	△	-	-	-	-	
四塩化炭素	△	△	△	-	-	-	-	
1・2-ジクロロエタン	△	△	△	-	-	-	-	
1・1-ジクロロエチレン	△	△	△	-	-	-	-	
シス-1・2-ジクロロエチレン	△	△	△	-	-	-	-	
1・1・1-トリクロロエタン	△	△	△	-	-	-	-	
1・1・2-トリクロロエタン	△	△	△	-	-	-	-	
1・3-ジクロロプロペン	△	△	△	-	-	-	-	
チウラム	△	△	△	△	-	-	-	
シマジン	△	△	△	△	-	-	-	
チオベンカルブ	△	△	△	△	-	-	-	
ベンゼン	△	△	△	-	-	-	-	
セレン又はその化合物	-	-	-	△	-	-	-	
1・4-ジオキサン	△	-	△	-	-	-	-	
ダイオキシン類	△	-	-	△	-	-	-	

備考：「○」は、取り扱うことのできるものを、「-」は、取り扱うことのできないものを示す。